

平成 29 年 第 4 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 15 日」	
* 開会年月日時	平成29年12月19日 午後 3時00分
* 閉会年月日時	平成29年12月19日 午後 4時29分
* 開会の場所	小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さんこんにちは。先ほどの人権教育研修会への出席お疲れ様でした。平成29年第4回定例会も最終日を迎えました。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。今定例会は招集日冒頭より新井町長の電撃引退表明や議長の勇み足など最近の天気と同じで大荒れの定例会となりました。次の定例会は来年の3月となる訳ですが、町長の不出馬宣言により町政は大きな転換期を迎えることとなります。私たち議員には今後どのような経緯経過になるにせよこれからの町政に対して、小海町のため町民の皆さんのためを基軸とした町民の皆さんの議会に対する信頼や付託に応えるべき行動が期待されるところであります。話は変わりますが最近日本列島に爆弾低気圧が居座り続けており、極寒の中インフルエンザが流行するなど私達の生活を直撃しています。これから議員の皆さんや職員の皆さんも年末年始を迎え何かと多忙な中体調など崩さないようし、そして新年を穏やかな気持ちで迎え皆さん揃って祝賀式などの年始行事などに出席ができますようお願いを申し上げます。</p> <p>ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p>
<u>○ 議事日程報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布し申し上げたとおりであります。
<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	

議 長	<p>日程第1、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告は、議事日程つづりの3ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、お願いいたします。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
<p>日程第2 「行政報告」</p>	
議 長	<p>日程第2「行政報告」を行います。</p> <p>町長から報告がありましたら、お願いいたします。</p>
町 長	<p>先程は研修会大変お疲れ様でございました。そして今日は議会最終日ということでございます。議長さんのご挨拶にもございましたけれども、12月5日議会が開会をされ私には思い出に残る議会、そして本日まで議員の皆様方には熱心なご審議をいただきまして本当にありがとうございました。改めてご提案申し上げました議案につきまして承認、可決ご決定をよろしくお願い申し上げます。いくつかお話をさせていただきたいと思えます。まず議会中に第67回松原湖スケート大会中学校の部が開催され、小海中学校は総合で女子が優勝、そして男子は3位と健闘をいたしました。これから1月には県大会、そして2月には全国大会が長野市で開催されます。選手の皆さんの活躍を期待しているところでございます。また10日に県選出国會議員として初めて首相を務めた羽田孜元総理大臣のお別れの会が上田市でしめやかに行われました。有坂議長と伴に列席をさせていただきました。元首相の気さくな人柄、また新たに知った長野県にもたらした多くの功績の大きさ、偉大さに感銘を受けたところでございます。それでは、1点行政報告と1件のお願いと追加議案1件についてその概要を申し上げます。まず行政報告として東宝との契約が整い新海誠監督作品のラッピングバスの運行を11日の日から開始をいたしました。お願いとして一昨日平昌冬期オリンピックにショートトラックで小海中学校卒業生で南相木村の菊池姉妹2人と、地域高校、現小海高校3年生神長さんが南牧村出身でございますけれども出場が決定いたしました。また、今後更にスピードスケート部門において出場の期待が膨らんでいるところでもございます。応援の横断幕、激励金等現時点では予算計上がございませんけれども、近隣町村と相談し歩調を合わせそれらについて進めてまいりたいとこのように考えているところでございます。支援する場合の予算は臨時議会または3月定例会でお認めをよろしくお願い申し上げます。次に本議会追加議案でお願いいたします議案</p>

	第 50 号小海町一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 4,150 千円を追加し、総額 3,959,145 千円とするものでございます。主な内容は全員協議会でご協議いただいた町民生活応援事業に 4,774 千円を新たに計上し、また八那池原の畑かん減圧工事負担金及び受益者負担金を新たに整理させていただいたものでございます。開会日にご提案させていただいた議案共々承認、可決ご決定をよろしくお願い申し上げます。以上です。
議 長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。
議 長	以上で行政報告を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・所長・専門幹であります。
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	それでは順次議案を上程いたします。
<u>日程第 3 「報告第 6 号」</u>	
議 長	日程第 3、報告第 6 号 「平成 29 年度小海町一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 鷹野 弥洲年 君。
（委員長報告—承認と決定）	
議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。 これにご異議ございませんか。
（異議なし）	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
（討論なし）	
議 長	これで討論を終わります。これから報告第 6 号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。 報告第 6 号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって報告第 6 号は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<u>日程第 4 「議案第 4 2 号」</u>	
議 長	<p>日程第 4、議案第 4 2 号</p> <p>「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 4 2 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第 4 2 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第 4 2 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<u>日程第 5 「議案第 4 3 号」</u>	
議 長	<p>日程第 5、議案第 4 3 号</p> <p>「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。</p>

(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第43号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第43号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第43号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第6 「議案第44号」</u>	
議 長	日程第6、議案第44号 「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第44号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第44号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	

議長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第44号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p>日程第7 「議案第45号」</p>	
議長	<p>日程第7、議案第45号</p> <p>「小海町営路線バス設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。</p>
<p>(委員長報告—可決と決定)</p>	
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議長	<p>これで討論を終わります。これから議案第45号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第45号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
議長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第45号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p>日程第8 「議案第46号」</p>	
議長	<p>日程第8、議案第46号</p> <p>「小海町自然保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。</p>
<p>(委員長報告—可決と決定)</p>	

<p>〈総務産業常任委員会要望事項〉</p> <p>1. 臨時職員等については、働く意欲が高まるように、適正な賃金、手当てなどの勤務条件の確立に努められたい。</p>	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>ただ今の総務産業常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。</p>
<p>〈総務産業常任委員会要望事項に対する答弁〉</p> <p>臨時職員等の賃金等、労働条件につきましては、その多くの人が生活給であることに鑑み、賃金アップ等臨時職員等の適正な任用と勤務条件の確保に努めてまいります。また働き方改革や地方公務員法の改正法に基づき、改正法の平成 32 年 4 月 1 日施行に向けしっかりと取組んでまいりたいと考えております。</p>	
議 長	<p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 4 6 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第 4 6 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第 4 6 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p style="text-align: center;"><u>日程第 9 ～ 1 1 「議案第 4 7 号～議案第 4 9 号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 9、議案第 4 7 号から日程第 1 1、議案第 4 9 号については一括して議題といたします。</p> <p>本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>予算決算常任委員長 鷹野 弥洲年 君。</p>
<p>(委員長報告—可決と決定)</p>	
<p>〈予算決算常任委員会要望事項〉</p> <p>1. 奨学金返済支援補助金交付要綱については、制度内容を確定し、早期に周知・</p>	

<p>広報に努められたい。</p> <p>2. 通学路防犯カメラの設置については、画像の管理、運用に関する条例・規則の制定に万全を期されたい。</p>	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
<p>(異議なし)</p>	
議 長	<p>ただ今の、予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。</p>
<p>〈予算決算常任委員会要望事項に対する答弁〉</p> <p>まず1点目の奨学金返済支援補助金の交付要綱につきましては、人材確保、人口流出防止、経済的な負担軽減の観点から、小海町に定住したいと思われるような制度の詳細を早期に確定し、広く周知し広報する体制をとってまいります。</p> <p>2点目の通学路防犯カメラ設置につきましては、子ども達の安全、安心の確保を図ると共に犯罪抑止効果も高いと言われております防犯カメラを設置してまいりたいと思います。その管理運用につきましては個人情報保護やプライバシーの保護のため映像管理と乱用防止が重要でありますので、すでに設置運用しております北相木村、南相木村等を参考にし条例、規則等を整備し慎重に対応してまいります。</p>	
議 長	<p>これより日程第9、議案第47号「平成29年度小海町一般会計補正予算(第4号)について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第47号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第47号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第47号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて日程第10、議案第48号「平成29年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第48号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p>

	議案第４８号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第４８号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議長	つづいて日程第１１、議案第４９号「平成２９年度小海町水道事業会計補正予算（第１号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第４９号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案４９号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第４９号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第１２ 「陳情第８号」</u> <u>日程第１３ 「発議第１０号」</u>	
議長	日程第１２、陳情第８号 「日本政府に国連「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する陳情」について及び日程第１３、発議第１０号「唯一の戦争被爆国政府として日本政府が、国連「核兵器禁止条約」に賛同し、批准の手続きを進めることを求める意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。 陳情第８号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
	(委員長報告—採択と決定)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。

	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから陳情第8号を採決いたします。 委員長の報告は、採択であります。陳情第8号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって陳情第8号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。
議長	事務局長に発議第10号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第10番 井出 薫 君。
	(提出者説明)
議長	説明が終わりました。これから質疑を行いません。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから発議第10号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第10号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第10号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたしました。
<u>日程第14 「発議第11号」</u>	
議長	日程第14、発議第11号 「長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取り扱い、及び庁舎の建替えを求める意見書の提出について」を議題といたします。 事務局長に発議第11号の朗読を求めます。

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第2番 渡辺 均 君。
(提出者説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから発議11号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第11号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第11号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。 ここで4時20分まで休憩といたします。 <div style="text-align: right;">(ときに16時02分)</div>
<u>日程第15 「議案第50号」</u>	
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 日程第15、議案第50号、 「平成29年度小海町一般会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑をおこないます。 歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。 (歳入) 6 ページ 10 款 地方交付税

10 番議員	地方交付税の関係でありますけれど、普通交付税は確定で 1,558,301 千円ということが分りましたけれども、特交の関係は確定で残が 4,781 千円という認識でいいのかどうかだけ再確認をお願いします。
総務課長	特交についてはまだ確定でなくて来年 3 月ぐらいで確定ということですので、まだ確定額ではないということでございます。
議 長	1 2 款 分担金及び負担金 (歳出) 7 ページ 3 款 民生費 5 款 農林水産費
議 長	全体を通じて質疑のある方はございますか。
議 長	これで質疑をおわります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 50 号を採決いたします。 議案第 50 号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決することに決定しました。
議 長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。 お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて平成 29 年小海町議会第 4 回定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。 (ときに 16 時 29 分)

